

第二十二回 参議院文教委員会會議錄第八号

昭和三十年五月三十一日(火曜日)午後二時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 笹森 順造君
理事 吉田 萬次君
竹下 豊次君
荒木正三郎君

委員 大谷 整清君
川口爲之助君
堀 末治君
高橋 道男君
矢嶋 三義君
村尾 重雄君
山田 節男君
松原 一彦君

政府委員

調達庁次長 山内 隆一君
文部政務次官 寺本 廣作君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
文部省大学学術局長 稲田 清助君
文部省社会教育部長 寺中 作雄君
文部省調査局長 内藤登三郎君
文部省管理局長 小林 行雄君
事務局側 常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 会専門員 工業 英司君
会専門員

○教育、文化及び學術に関する調査の件
本日の會議に付した案件

(大阪市立大学校舎の接収解除に関する件)

○日本学校給食会法案(内閣送付、予備審査)

○危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(笹森順造君) ただいまより文教委員会を開きます。

午前の理事会におきまして協議の結果、本日の委員会は過般來継続して議題となつております大阪市立大学杉本町校舎返還問題並びに新たに提案になつております四件の法律案について提案理由を聴取し、次に本付託になつております博物館法の一部を改正する法律案の質疑を行うこと、そのあとで文教予算に関する質疑を行うことになりました。

それでは先ず大阪市立大学杉本町校舎返還問題を議題といたします。つきましては、政府当局より、この問題の経過、経緯、結果についての御報告を求めます。

○矢嶋三義君 議事進行について。ただいま理事会の申し合せの、議事進行日程については、委員会に承認のお諮りございませんでしたが、私の会派の理事の方から、一応承わっておりまし

たが、若干先般の委員会の関連の立場から、ちよつと私の納得しかねる点があるから、あらためて委員長にお伺いいたしますが、この前も私はこの委員会のときに、昭和三十年年度の予算案が国会に提出されて一カ月有余も経過して、文部省関係の予算がわずかに一、二度の審議にとどまり、いまだそれらの質疑応答が完了していない委員会の進行ぶりに対して遺憾の意とその促進方を私は発言したことを記憶いたしておりますが、今までの委員会の経過をふり返つてみましても、あるいは紫雲丸事件あるいは松元事件等、突発的な事件が起つたことにも関連いたしましてけれども、そのつどつどそりい案件が中に入つて、まとまつた一貫した予算に対するところのお互いの質疑検討というものがなされないといふことは、私は遺憾に思つております。で、本日もここに市立大学の問題を最初に取り上げるというところは当然でございますが、そのあとで博物館法の質疑応答をやり、そのあとで予算に対する審議というよりな格好になつていけば、いよいよこの文部省予算に関するお互いの検討といふものはボケてしまつて、非常に私は進め方としてはまずいんじゃないかと思ふのです。従つて私はこの前の委員会の経過から考えて、予算関係について質疑のある方がござい

に進んだ方が、お互いの頭の整理と申しますか、何か審議がまとまつていいんじゃないかと思ふのですが、お尋ねいたしたい点は、そういうことは理事会では御検討になられなかつたか、そういうことを御検討なさつた上、しかも今委員長から御報告がありましたような結論に到達されたのか、一応念のために承わりたいと思ひます。

○委員長(笹森順造君) お答えいたします。今お尋ねになつております新年度の予算の審議の問題は、当然きょうも時間の都合によつてはしたいといふので、これはきょうの議題の対象にもなつてゐるわけであります。つまり昭和三十年度文部省関係予算を議題とするという考えを持っております。それと同時に、新しく提案をされております諸法案の理由の説明だけは一応皆さん方とともに聴取いたしまして、そして質疑あるいはまた討論の材料としたい、並行的にやる考えでございますので、今矢嶋委員のお話になりました昭和三十年度文部予算だけにこれをとどめましますと、他のものとのまた順序等もありませんので、矢嶋委員の御希望に沿うような並行線をとらうと、こういうことで、きょうはこういう議題の取り運びをしたわけでございませうから、御了承を願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 要望だけ申し上げておきます。今後委員会を運営されていくに当りましては、いろいろ各委員並びに政府側の都合もいろいろございまして、一つの案件を集約的に審議していただくような運営をできるだけお願いいたしまして、本日は理事会決定の通りに進行することに賛成いたします。

○委員長(笹森順造君) 承りました。それでは調達庁次長山内隆一君。

○政府委員(山内隆一君) 委員長のお言葉によりまして、大阪市立大学の解除問題につきまして最近の情勢を申し上げたいと思ひます。この問題につきましては、すでに当委員会におきまして再三再四にわたつて御意見を承つたわけでありますが、比較的最近の委員会では、去年の言葉でありましたが、来年の六月末とか、あるいは来年の半ばくらいになればはつきりしたことを申し上げられるといふようなことを申し上げておりましたわけですが、その後しばらくの間は表面には何ら変化はございません。ただ私も期待しておつたように、順調に進んでおるものと思つておりましたけれども、表面上は特別の変化がありませんので、当委員会等におきまして、特別変化のないことを申し上げたわけでありませう。ところがごく最近になりました、軍の方から、今年の六月末までには軍の配備計画が確定する、従つてその配備計画に基く動きが予想されるわけで、その際に解除問題について考慮する、その解除問題という言葉は、必ずしも大阪市立大学のみに限つた言葉ではないのでありますけれども、その中に当然大阪市立大学が含まれるといふことは、これは前後の關係からきわめて明瞭で

ありますので、その意味において、六月末前後になれば、私どもとしては解除を期待して、まあこういふふうな情勢に立ち至ったわけであり、先ほど申しましたように、軍として解除すると明確には申し出ておりません、その際に解除について考慮するという言葉を使っておりますので、私どもも非常に期待をいたしておりますけれども、何日に解除するということは申し上げるわけには参りませんが、大抵解除も切迫して、そういうふうな考へております。

○荒木正三郎君 ただいまの説明を聞いておまして、まだはつきりしておらない、解除の期待が非常に強持たれるようになったという程度に聞いたわけであり、その軍の方から日本側に提示された軍の配置計画を変更するので接収解除を考慮するというのは、もう少し具体的に言ったらどういふふうに考慮されるのか、お話を願いたいと思います。その点についてアメリカ側と、もう少し立ち入った交渉をして、おろのかしてないのか、そういう点の経過を少し御説明願いたいと思います。

○政府委員(山内隆一君) 言葉は明瞭でありますので、私どもの立場として、何日に解除するということを申し上げることができないのは非常に遺憾に思いますが、しかしその考慮するといふ意味は、以下の理由から、私どもは皆さん方の御期待されるように進んでおる。また、もういふやうに実現するんじゃないかと、かように信じております。それは一つには、当委員会がたびたび申し上げたように、解除にならないでも、今学校の不便を少しでも直した

めに、改善策としてある部分を解除しても、もうために代替施設を作る、これも相当な金のかかるものであります、大蔵省とも話し合つて、それを国内的にきめ、軍と折衝の上、その部分を解除してもらおう、そうして代替施設を作るということに話が進んで、その建設基本計画を軍から出して、それによつて建設省が作るということで取り進めておたわけであり、その基本計画は軍の方都合といひます、とにか、いかに催促しても出してくれない。そうするとますますこちらとしては早く改善策の改善をやりたいと思つておたのでございませぬ、そこでまた再三催促したところ、軍としては取りやめるといふような意向も明らかになり、日本の予算関係としてもいつまでも不確定の状態に置くわけにいきませんので、その代替施設建設は今ではもう取りやめてしまったのであります。これが解除に非常に大きな関係を持つておるといふことが予想されるわけであり、

それからも一つは軍の配備計画といふことは、私ども、うすうす去年あたりには想像はいたしておりましたけれども、軍からそういう言葉は聞いたことがなかったのですが、先月の十九日、第十四回の合同委員会の席上で軍の方から先ほど申しましたような意味の発言がありまして、それで私どもとしてはこの問題は……、それとも一つは、前からのいろいろのいきさつ等も総合して考えてみますといふと、解除について考慮するといふ言葉は私どもの期待するよりな方向に進んでおる、しかもその時期も六月末前後、前後と申し上げますのは手続が非常に複雑でありまして、解除すると、はつきり言ひましても、手続の関係で若干の日の動くことがありますので、まあそういう意味で前後と申し上げるわけであり、その時分に私どもが期待するよりなことが実現しやせぬかと、かような意味であり、ただ解除といふ言葉を使っておりませぬので、今申し上げるよりなことに申し上げたわけでありまして、その点御察察を願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 私の聞きたいのはいつ解除するのか、その時期を私は明確にしたいといふふうな考へておたわけであり、また、そういう時期にも達しておるのじやないかといふふうな期待しておたわけであり、今の説明ですと、やはり解除を期待するといふ程度であつて何ら確定的なことではないわけであり、今から六月以上前の当委員会、調達庁長官はこの六月末には解除になる、その期待してよろしい、こゝろいふに説明されておたわけであり、それからあまり前進しておるとは思へない。もう少し予想されるときか、期待されるというのじやないか、もう少し私は、はつきりしたところを聞かしていただきたいと実は考へておたわけであり、軍の方から解除を考慮するといふ説明があつたときに、いつ解除するのか、そういう点について突つ込んでいふのかどうか、御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(山内隆一君) それは先ほど申しましたように、軍の言ひ分は六月末までに配備計画は確定する、その際に解除について考慮する、こゝろいふ表現をいたしておるようであり、その時期は六月末前後であると、かように考へております。

○矢嶋三義君 山内次長に伺ひます、最近文部大臣からどういふ要請がございしたか、その要請は文書であるか口答であるか、承りたい。何かあつたのですか。言ひ直しましゅう。最近本問題について松村文部大臣から文書または口答をもつて調達庁当局に對して要請があつたはずでござい、その内容は文書であつたか、口答であつたか、その点についてお答え願ひます。

○政府委員(山内隆一君) 私文部大臣から調達庁にはつきりどういふ要請といふことは今承知しておりませんが、文部省からはこの問題の解除について早く解除になるように努力してくれといふ要請はたびたびござい、最近特に文部大臣といふことについては、私はつきり記憶いたしておりません。

○矢嶋三義君 それでは文部省からあつたといふ最近、いつどい形式であつたか、あなたの方に要求があつたかをお伺ひします。

○政府委員(山内隆一君) 文部省からの要請はたびたびござい、今いつどい形式といふことを全部記憶しておりませんが、文部大臣からのものについては、なおよく聞きましてからお答えいたします。

○矢嶋三義君 よく聞きましてからお答えするといふやうなことを、きょう答えてもらふためにあなたの方においで願つたのはござい、本委員会としてはつきり荒木委員からお話があり、六月末、院議で

意思表示をした問題でもありますが、し、時期が切迫したのでさらに具体的に話を進めていただいて明確なお答えを願ひたいので、本委員会へ出席して答弁をしていただくことを決定してから約二週間の猶予期間を与へてゐるわけであり、従つて本日この席へ出席になられた以上は、文部省と調達庁は、どういふ連絡をとり、どういふ態度で具体的に最近米軍当局と、いかうな交渉をして、それがどういふ結果になり、あるいはどういふ結果になるであろうといふので、かようなお答えをしていただきたいために約二週間の時間的な余裕を置いて本日、実はおいでを願つておるわけであり、ただいまの答弁を伺つておると、六月末の答弁とほとんど變つていないわけであり、あらためてお答えを願ひます。そのあとで文部大臣お見えになつていないので、文部省の所管局長から具体的にお答え願ひます。

○政府委員(山内隆一君) この問題は、私ども大阪市立大学の解除が一日も早くなるようにといふ意味で絶えず鞭撻を受けております。調達庁としては解除についての主管官庁でありますので、ほかの方から要求があつたとかないとかにかかわらず、こちらとしては絶えずこの問題について一日も早く実現するように念願して努力をして参つたわけであり、非常に遅れたことは私どもとしては遺憾に存じておりますが、今より早く、前にはただ来年の六月末になればとばかりきりするだろつといふ程度のお答えしかできなかったものでありますが、今日は軍が最近の合同委員会で発言したような、もう六月末前後にはこの解除問題もかな

り期待が確実性を帯びて来たというこ
とで非常に進展していると思うのであ
ります。私もただ軍の表現がはつき
りいたしていませんので、ここでい
つ解除になるというところだけを申し上
げることはばかれますけれども、大
体御期待に沿うように実現すると、か
ように考えております。

○政府委員(小林行雄君) 先般もこの
委員会でお答え申し上げたのでありま
すが、この大阪市立の大学の解除問題
については、文部省といたしまして
は、これは直接文部省所管の關係でござ
いますので、常に調達庁と御連絡を
いたしまして、その解除の前進を期待
しておるわけでございます。先般の委
員会での御質疑について付随しまして
御要望もございましたので、その点に
ついて、それはその後ほとんど二日、
三日置きといった程度のひんばんさで
いろいろ調達庁とも御連絡を申し上げ
ておるところでございます。

なお荒木先生、矢嶋先生から、ほと
んど半年前と変わぬのじやなからうか
というお尋ねでございましたが、文部
省といたしましては、ただいま山内さ
んからお話ございましたように、こ
の六月末前後の配備計画の決定に伴っ
て解除問題を考慮するということは従
来なかつた、非常に具体的な表現であ
るというふうに解釈しております。そ
ういった意味から時期の明確化とい
う点も相当具体的になっておるのでは
ないかというふうに文部省としては考
えておるわけでありまして、

○矢嶋三義君 この際私は簡単に山内
次長に念のために承わっておきたいの
であります。あなたは日米合同委員
会にはその都度出席されていきますね。

○政府委員(山内隆一君) 私は合同委
員会には出席いたしません。

○矢嶋三義君 いたしません。

○政府委員(山内隆一君) はい。

○矢嶋三義君 調達庁関係で出席され
ているのはだれですか。

○政府委員(山内隆一君) 合同委員会
では、調達庁としては長官が代表代理
として出席しておるだけです。ほかに
出席しておる人はございません。ただ
合同委員会の下部機構であります。特
にこの施設区域の提供問題とか解除
問題について、かなり合同委員会から
大幅な権限をまかされておると言いま
すか、実際の事務をかなり強く取
扱っているのは特別施設委員会であり
まして、これは日本側としては関係各
省もだいたい入っておりますが、それ
は長官が日本側の代表として、それか
らそのほか調達庁の中でも二人その委
員として出席いたしております。

○矢嶋三義君 この特別施設委員会と
いうのは実質的に大きな力を持つてお
るわけですが、これらの会議に臨んで
来るアメリカ側の、米軍側の態度とい
うものは、合同委員会発足当時と現在
と、若干の態度の相違というものは認
められますか、どうですか。

○政府委員(山内隆一君) これは人に
よります。その性格と云いますか、
多少の違いはありますが、何と云いま
しても施設区域の提供とか、解除とか、あるい
は使用条件とかいうような非常に大事
な問題をきめる委員会でありまして、
特別にこの時期によりあるいは人
によつて非常に運びがよいとか、非常
にむずかしくなったというような感じ
はいたしません。大体施設委員会とし

ては、私も非常に公正に、しかも日
本側に対しても親切に接してもらつて
おるものと、かように考えておりま
す。

○矢嶋三義君 私はなぜこういうこと
を承るかと申しますと、あなたの
さっきの答弁を承わつておきますと、
念願とか期待とかいう言葉が盛んに出
てくるので、この合同委員会は国
家間の条約あるいは協定に基いてでき
たもので、これらを一方的にじゅうり
んしようとは言わないけれども、しか
しこれらの交渉というものは、やはり
お互いの心がけと態度によつて私はか
なり違つて来ると思つております。この調
達庁にお勤めになつておる方が、長いこ
と勤めていらつとすると、占領当時と
独立した今と区別がつかないで、私は
言葉が適当でないかもしれないけれど
も、占領時代の人が中にはおられるの
ではないかと思ふ。念願とか、期待と
か、そういうことでなくて、もうす
でにこの問題については国権の最高機関
である国会も意思表示をしてゐるんだ
から、少し念願とか、期待を一步出
すか。私はそういう交渉に當つての日
米合同委員会、あるいは特別施設委員
会に出る日本の代表者の心がまえをそ
ういふところに私は求めたいと思いま
す。これは特に私は強く望みたいと思
ひます。これに對するあなたの御所見
と、それからもう一点は調達庁から最
近本問題に關して米軍当局に出された
文書、その写しを、次の委員会までに
本委員会に提示願ひたい。どういふ文
書を出されているか、参考にいした
いと思ひます。

○政府委員(山内隆一君) 二つの事項
のうちの前の方の言葉の問題でありま
すが、当委員会でもありますので、私は
そういう言葉を使つただけでありまし
て、軍との間の交渉においてはさうい
う言葉を使つたことはありません。い
つでも書面の上でも、口頭でも、やは
り要求するといふ言葉で、全く對等な
立場で文書のやりとり、応答をやつて
おります。これはもうすでに講
和条約が発効して、独立の對等國である
という精神のもとに、強い信念のもと
に強く接しております。従つて軍のま
た要望がありまして、それに対して
どうしてもこれは提供できない、不適
当だ、あるいはさほど重要性でないも
のに非常な地元の反對があるときに
は、強くほとんど最初のときから突っ
ぱねるようになつておりました。そ
ういふ突つぱねる努力というものは、表面
に現われませんからわかりませんけれ
ども、非常な件数に達しております。
なおまた要求のものであります。ま
さにそれに対しては、ただ地元の希望を
尊重して、軍の希望の内容を改訂する
というような形で、この点は御心配の
ないようになつておりました。

それからあとの方のお言葉でありま
すが、軍に出した書面というものは、大
阪市立大学についてのことございま
すけれども、大阪市立大学につきま
しては、もう前に出してありますので、
あとは多くは口頭で折衝いたしてあり
ますので、ごく最近にこの解除の要請
について出したというものは、これは
まあ既往問題でなければ、これはごく
最近のさういふ書類はないはずでござ
います。ほとんど口頭でその施設委
員会の開かれた際に要請するとか、あ
るいは今度はいろいろこの個々の折衝
もたくさんありますものだから、

個々の折衝でときどきぶつかつて督促
するといふようなことにいたしてあり
ます。

○矢嶋三義君 その口頭なんかでやつ
ておつたら、聞き流されるのじやない
ですか。最後に出された文書というの
はいつごろ出されたものが最後です
か。

○政府委員(山内隆一君) その日時は
今記憶いたしていません。

○矢嶋三義君 おそらく私は米軍当局
から聞き流されている。聞きおくと
いうくらいのことじやないかと思つて
すね。最近この正式文書をもつて国会
の本会議におけるところの議決、それ
から本委員会の空気で、それから
日本の文部省の意向といふものを盛り
込んだ文書を要求、要請をされては
いかですか。その意思はございませ
んか。またはされるべきじやないか。

○政府委員(山内隆一君) 今矢嶋委員
のお言葉から思ひ起したのですが、そ
れがごく一番最近かどうかということ
は、ちょっと疑問ですけれども、は
つきり記憶のあるものは、当委員会でも
最近に強い鞭撻のありました時分に、
大阪市立大学のみならず、他の学校
で、現に接収されて解除を要請して
おるものについては、全部非常に強く書
面で要求したことはたしかでありま
す。

○矢嶋三義君 そのときはどういふ返
事が参りましたか。先方からはどうい
う回答文書が参りましたか。その写し
を本委員会に出していただきたい。

○政府委員(山内隆一君) たゞたび書
面を出したり要請する際に、向うの注
意を喚起するといふことには非常に役
立つと思ひますけれども、出したもの

に対して必ずしも書面で向うが絶えず返事を出すというわけでもないであります。ことに大阪市立大学のごときは、軍の首脳部が全部非常に深い認識を持っておりますので、もうわかつておると、十分考えておるといふ、まあ気持ちだと思ひますが、必ずしも書面の回答を絶えず出すということにはなっていないように思ひます。

○矢嶋三義君 あなたのところでは、多数のこの施設の接収問題を取扱っているわけで、一つの問題を取り上げていろいろ要請することは、あるいは無理かと思ひますが、この問題は長い問題でもありますし、また一つのテスト・ケースでもありますので、重ねてあなたに要望したいと思ひますが、それは今までの経過その他を簡単に書いて、われわれの意のあるところを盛り込んで、そうして米軍当局に要請文書を出され、そうしてそれに対する回答も求めるという意味の文書を早急に米軍当局に出していただきたい。要請いたしますが、よろしくございませう。

○政府委員(山内隆一君) 丁承いたしました。

○矢嶋三義君 最後に、先般この問題について、文部大臣は市立大学はかくも長く接収されて解除されないことは文教の問題としても重要であり、自分も極力早急に努力するということを本委員会で誓約されました。従つて政務次官は文部大臣と共に御善処をなさったと思ひますが、どういふ御善処を本日までなさつておられるか。念のため政務次官から承つておきたいと思ひます。

○政府委員(寺本廣作君) この問題につきましては、特別調達庁と絶えず連絡をとつて、特別調達庁を通じて米軍に返還を迫つております。ごく最近の語であります。米軍から返還する話がおおむね確実であるという返事を特別調達庁からもらつております。今度こそは間違いがあるまいと思つてわれわれも期待をしておるわけでありませう。

○矢嶋三義君 それは特別調達庁のだからですか。大分事務当局の答弁とかなりずれがあると思ひますが、特別調達庁のどなたからお答えがあつて、そうして今度は間違いがあるまいという御判断をなさつたのでございませう。

○政府委員(寺本廣作君) 特別調達庁には政府委員室に私自身出かけて行つて、向うの連絡官、名前はちよつと今失念いたしました。外務省から来ておられる人かと思ひますが、連絡をいたしておられます。なお私のほうの管理局長を通して特別調達庁と連絡をいたしておりました。特別調達庁とは、昨日はちよつと先方の米軍の休みでありまして、昨日現在の情報はとれませんでした。が、今朝も特別調達庁を通して管理局長のほうから連絡をとつておるような次第であります。座間並びに市ヶ谷におる米軍司令部の責任者の答えだといふ情報をもつております。

○矢嶋三義君 一言政務次官に要望しておきますが、この問題は調達庁のあるいは文部省の事務職員の事務処理というのではなかなか解決できない段階じゃないかと思ひます。そのためにここまで延びていると思ひます。そこで先般委員会では文部大臣に質問もし、要請もしておるわけですから、そういう事態を十分把握されて、今後

も一そう御尽力願ひたいと、特に要望しておきます。

○委員長(笹森順造君) 本問題についてほかに御発言ございませうか。

○荒木正三郎君 先ほどの説明を聞いておりました。はつきり返還するのかわるか、そういう点がやはりあまいと思ひます。それで私は次期の文部委員会で所管大臣から私はその点を明らかにしてもらいたいと思ひます。六月の末には返還されるのか、あるいは返還を期待するという程度なのか。所管大臣から次回の委員会において説明をしてもらいたい。かように考えています。この点委員長了承されませう。

○委員長(笹森順造君) 御要求であればそういう工合に所管大臣に連絡をとります。

○荒木正三郎君 それから米軍から解除を考慮するといふ文書ですね、その写しをあたさつてのうちに届けていただきたい。いいですね。

○政府委員(山内隆一君) これは合同委員会の席上、口頭で言われたことでして、書面としては他の問題も併せて、正式の文書というものはほんのメモのようなものではありますが、この問題以外のものも入つておりますので、特に大阪市立大学というような表現を使つたものではございせんが、私どもそれが包含されると確信している文書もありまして、それは正式の文書でありませぬので、ほんのメモとしてあらされて、むしろ口頭で話をした、こういうふうになつておるのであります。

○荒木正三郎君 メモでもいいです。いいですから要するに先ほどから説明されているのは、そのメモに書いてある文字を通して返還されるのではない、か、こつちの期待を持っているという説明があつたのじゃないかと思ひます。だからわれわれとしても、どうもその点に不安を感じるわけです。また期待しておつて期待はずれになつて、次々に延びるのじゃないか、こつちの心配もあるわけです。だから一応先ほど申したように所管大臣からこの点を明確にしてもらうといふことと、なおわれわれの参考のためにその写しを出してもらいたい。これは要求しておきます。委員長においてしかるべく一つお取り計らいを願ひます。

○政府委員(山内隆一君) お言葉ではありますけれども、ちよつと私として、そういう正式の文書でなしに他の問題も入つたメモ的のものでありますので、それを今提出するといふことをお約束はできませんが、できるだけ御期待に沿うよう努力いたします。

なおただ期待というふうにおつちやられておりますけれども、私も先ほどから申し上げます通り、今までの期待は、今度期待がかなり確実性を帯びてきた、まず間違いあるまい、こつちのほうに考えて、そういう意味で申し上げておきます。ただいま文部政務次官からもそういうふうにお答えがあらますので、その点で御了承を願ひたいと思ひます。

○委員長(笹森順造君) ほかに御発言ございませうか。

○大谷愛樹君 私も一つ要望しておきたいと思ひます。

私は大阪市立大学の教授の方に知り合いがありまして、いろいろこの問題に対して話を聞いておるのですが、その中で一番私どもの心配することは、

初め米軍がこれを接収したときは占領下にあつたために、学生もわりに仕方がないといふ諒めを持っていたようです。いよいよ日本が独立してからあつた、未だにその問題が解決せんために、学生には非常に米軍に対する反感を深めて参りまして、それが思想的に非常に悪化してきて、悪化といふと語弊があるかも知れませんが、むしろ容共的な態度になつて、そうして日本の教育機関を占領している米軍に対することはかなりでなく、非常に思想的にさうでして、教授仲間でもその点に対して非常に心配していられるといふ方があらうであります。このことを考えますと、調達庁でも米軍に対してその事情をよくお話下され、教育機関の接収だけは一日も早くこれを解除してもらつて、若い人たちの気持の上に、真に自由国家群と申しますか、そういう国際的な問題にもスムーズな考えを持ち得るようになつていくには最も必要の一つの要素ではないかと思ひます。

この点から考えまして、一日も早く教育機関の校舎等は解除されますように御尽力願ひます。

○政府委員(山内隆一君) まことにごもつともな御意見でありまして、私も必ずしも学校の接収だけでなしに、至るところの基地問題というやうなことから、ややともするとその地方の人の反感感情といったやうなものも起つておる。そういうことがひいて日米国交に非常に悪い影響を及ぼすといふことが一番憂慮せられておるわけでありまして、軍としましては日本としまして、そういうことはお互いに最も避けたい気持ちでありますので、絶え

ず注意は払っておるわけでありましてけれども、かりに反対にいろいろな必要から出してはならぬやならぬということになると、利害関係者からみると必ずしもいい気持はしないわけなんです、この点は非常にまあ一番つらい点であるのであります。そういうことをいたすに反米感情の起るようなことのないように十分よく説明して理解を求めるように努めております。今後もさような気持で、ますます関係者に対する理解を求めることに努力いたしたいと思っております。それから学校の接収されて教育上困っていることはまことにどうもつとものなことで、そのため特に学校施設で接収されておるものについては教員にわたって解除を早くしてもらいように出してありますが、なおさつそくまた適切な処置をとって早く解除になるように努力いたしたいと思っております。

○山田節男君 今の山内次長からの話を聞くと、行政協定によって設けられておる合同委員会、即ちジョイント・コミッティーのいろいろ意見を交換し、日本側の要求があつた場合、これに対して一つの議事録と言いますか、ミニノート・ブックがない、メモ程度のもので、これはちよつと私は常識をはずれていると思つたのです。御承知のように日米安全保障条約に基く、またこれを裏づけておる日米行政協定の少くとも最高の合同委員会で日米の代表がいろいろ苦情処理機関とし、あるいは調整機関としておるものに議事録がないというところは、これは私は非常に手落ちだと思つたのです。ことに重要な、そういう基地問題とか、そういう不動産、土地の接収、ことに教育機関を独

立になって今日までいまだにこれを接収しているというよりなことは、本當に何と言つてもあり得べからざることなんです。だからこれは、もう議事録というものは、今後ことに調達庁の關係においては、これは厳重に將來議事録を作成する、これは常識です。これをやらないうちにすることに私は、非常に調達庁にしても外務省にしても私はけしからぬと思つた。それから、もう一つは、今まで調達庁としていろいろやられたことは労としますけれども、しかしこういふように教育機関を独立のなつた今日も接収されていて、今日まで遅延しておる。これは調達庁としては主管庁として行政協定で言を左右にしてこれを控えている。先方に對してはアリソン大使、また日本の政府の、外務省なりが最高の折衝をすべきじゃないか、そういうことを今までやつたことはなかったのかどうか、この二点。

それからもう一つは、今六月の末前後には解除をすることを考慮するといふような表現をしたといふようなことをおっしゃるが、御承知のようにアメリカの予算は六月の末で終るわけですから、向うでは、向うの予算が年度が變る前、後において編成費をするかもしれない。そのときにおいて考慮しよう、これは私はまことに勝手気ままだと思つたのです。普通の家庭にしても建物にしてもそうですけれども、ことに大学の施設を接収しておる。これは学校当局、學生とすれば、少くとも四月、三月の末にこれを解除すべき私は努力をしてしるべきだと思つた。しかるにそれを無視したように向うの予算年度の終り、年度末において解除することを考慮しようといふような、これは私は何と申

しましても日本の何といひますか、對米一辺倒的な劣等感を持った交渉だと思つた。こういうふうには私は断ぜざるを得ないと思つた。今までの長い間の交渉において、少くとも大学の学期の初めの四月初めまでにこれを返してくれという一つのデッド・ラインを引いて期限を付けて交渉されたことがあるのかどうか、こういう点を一つお示し願ひたい。

○政府委員(山内隆一君) その會議の議事録は言葉の通り調達庁でやつております。施設特別委員会につきましても詳細に議事録をとつております。それから合同委員会につきましても、これは外務省の直接の主管でありまして、外務省で主權する、あるいはこれは交代で軍の方で主權する。外務省でやる場合には當然外務省が議事録をとると思つた。それから極東軍司令部で開くときには、やはり司令部として、當然その主權者としてとつておると思つた。外務省も合同委員会に對しては開催の場所いかんにかかわらずとつておるはずでございます。

それからこの大阪市立大学の解除の時期が、学年のかわる時期が日本の四月にかわるというところは向うも十分承知しているはずであるのに六月といふことはおかしいじゃないかといふことが、これは御もつともではあります。が、軍は軍としてのいろいろの移動關係から必ずしも日本の学校施設でありまして、学校のかわる時期によるといふわけにいかないといふ事情があつたものと思つた。しかし調達庁はこの委員会の御鞭撻もありまして、四月にぜひ解除してもらいたいといふことを強く要請したこともあるわけでございます。

います。それに対する特別の反響なしに、当初の去年の言葉で六月末といふ問題が徐々に進んで、先ほど申し上げましたようなところに到達したわけでありまして、決してこの学校の学年のかわる時期を無視しておつたわけじゃありませんが、やむを得ない軍の都合でこういふふうになつたものと存じております。

○山田節男君 今の私の質問申し上げたこゝろ重要な問題は、合同委員会でいたすに時期が遅延しておるといふことにかんがみて、合同委員会で片付かなければ今度は向うのアリソン大使に對して、日本の政府の代表が、それこそ最高の機関として折衝し得る機関があるわけですか。そこまでなぜおやりにならないで、合同委員会限りで今日まで長いことやつておつたのか、今までアリソン大使に日本政府の代表がこの件については交渉したことがないのですか。

○政府委員(山内隆一君) この問題につきましても先ほど申し上げた通り、口頭でときどき解除促進の交渉をするのは勿論であります。大阪の方の關係者もたびたび見えて、あるいは一緒に、ことに外務省のごときは軍の關係方面を歴訪するとか、いろいろ地元の陳情者とともに行動することもあります。運動は絶えず続け参つたわけでありまして、先ほど申し上げ参つた通り、書面でもたびたび出したものも必ずしも、その書面の効果というものを、これはもう殆んど軍としても十分理解して進めていけるので、書面をたびたび出して大した効果はないんじゃないか。あるいはときによると、かえつていたすにまた何か書面を出

して向うの人数を増すようなことを好まぬようなことも考えられますので、私どもとしては書面は随時出してありますけれども、書面のはかに絶えず機會を得て折衝して参つたわけでありまして。

○山田節男君 ですから、そういうよりな合同委員会でやりのれんに腕押しみたいなになつてしまつたら、少くとも過去のことにありますけれども、学校の施設を新学期までには返せ、これは合同委員会で今のような要領を得なければ、これは調達庁として、あるいは文部省としても、一体文部省もこれは少し不注意だと思つたのです。なぜ向うの最高のアリソン大使等にまで持つていつて、これは日本の獨立の権威にかけてもそのことをやらなければならぬ。しかも先ほど大谷委員が言われたように、これがために反米思想を激発しているようなもので、アメリカ自体も非常な損をしていける。そのことは私は堂々としてアメリカに言うべきだ、しかしアリソン大使にさういふたようなことを日本の政府がやつたのかどうかといふことを御質問申し上げる。そういう事實はなかったのですか。今あなたのおっしゃるのには、合同委員会で、文書でどうのこうのといふことをやつておられる、それじゃなかなか片づかないから、この日米安全保障条約の、このいろいろな苦情処理とかいふ最高の機関としては、向うの大使とこちの日本の政府の代表がやるべきものである、合同委員会で片がつかない場合は、日米両政府の代表によつてこれを解決するといふ建前になつていけるから、最後のさういふ解決にを努力したかどうか。

○政府委員(山内隆一君) 合同委員会の政府代表は、外務省のこの仕事の担当局長でありまして、前には経済局長でありまして、今は欧米局長が代表になつております。従つて合同委員会の形式上の代表の調印というものは、日本側とすればまあ外務省の代表である局長がいたしますが、しかし合同委員会でも一番上だからといって日本の政府内でも必ずしもそうじゃない。それから軍としても合同委員会の軍代表として出ている人、必ずしも軍の一番最高じゃないわけでもない。そういうふうな事情も考慮いたしまして、決してこの問題は合同委員会の軍の代表だけにぶつかつて満足しておつたわけではございませんので、軍の代表だけじゃなくて、大使館方面にもいろいろ働きかけて、そしてまあいよいよアメリカの日本におけるいろいろの方面の首脳部にも強く働きかけて参つたわけでありまして。

○山田節男君 これは私の申し上げている表現が悪いからかも知れませんが、合同委員会でも、この日米行政協定によれば、合同委員会でも調整のつかない問題については、今度は日本のいわゆる合同委員会に出席する最高責任者でなくて、いわゆる外務大臣である、あるいは内閣総理大臣である、あるいは調達庁所管の労働大臣である、それが向うのアメリカの代表の大使、アリソン大使と最後の調整をはかると、こういうことになつてゐる。その機関を利用したかどうかというのを聞いています。この問題について。

○政府委員(山内隆一君) この問題について、先ほど申しますように、日本側も、それから米側としても、ただ代

表だけじゃなくて、その上の方の段階でもすでに交渉したことはあります。が、総理が果してこの問題についてどういうふうな軍の首脳部と会つたときに発言されたか、それは存じませんが、外務大臣はときどきこの問題についていろいろの機会に触れて要請したことのように聞いております。

○山田節男君 まあ今の山内次長のお話を聞くと、大体六月の末に九分九厘ぐらいまでは解除するということを期待すると、こういうことを言つておるんですが、もし万一アメリカの一九五四年年度の予算年度を終わつても、すなわち来年度においてもなおこれを折衝するといふようなことになつた場合には代替施設を設けて、その方へ移つてもらうといふようなことをお考えになり得るかどうか、この点を。

○政府委員(山内隆一君) 私今度は大阪市立大学の解除に対する期待は、まず確実と考へたいので、代替施設というようなことを考へたことはございせん。

○委員長(笹森順造君) ほかに御発言ございせんか。それでは先ほどの荒木委員からの御要望の閣僚大臣の出席を求むることは承知いたしまして、この次に取り計らいます。もし必要があればこの問題はまた次回に皆様の御発言を願います。

○委員長(笹森順造君) ではこれから日本学校給食会法案を議題といたします。政府の提案理由の説明を求めます。

○矢嶋三義君 その前に議事進行について。本日文部大臣はどうして出席になられませんか。

○政府委員(寺本廣作君) 文部大臣は朝閣議がありまして、その後芸術院賞の受賞者に対する御陪食がありまして、それに列席いたしまして帰つてこられました。ただいまなお、きょう閣議で議題になりました問題の跡始末で関係閣僚間の折衝をお願いいたしておりますので、非常に急を要する問題でありますので、大へん恐縮でございますが、私代理をさせていただきます。

○委員長(笹森順造君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(笹森順造君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(寺本廣作君) ただいま上程になりました日本学校給食会法案について、その提案理由及び大要を御説明申し上げます。

学校給食が、発育期における児童の心身の健全な発達に資する教育的効果は、まことに顕著なものがあつて、かつまた、わが国現下の食糧事情に関連して、国民の食生活の改善を促進する具休策といたしまして、適正な学校給食の実施は、今や等閑視できない国民的要望であると信ずるのであります。

このよう重要な意義を有する学校給食の実施に関する基本法とも申すべき学校給食法が昨年制定され、わが国の学校給食制度が一応法的に確立し、その安定をみましたことは、まことに御同慶にたえない次第であります。

学校給食を適正に運営し、その効果を最も能率的にするためには、学校給食の用に供せられる莫大な量に上るところのいわゆる学校給食用物資を吟味選択し、さらにこれらの物資を現

地の需要に応じて円滑迅速に供給し、学校給食の運営上支障なきを期さなければならぬのであります。ここに政府は、学校給食用物資の公正な全国的供給機関を特殊法人として法制化することが、焦眉の施策であると考え、この法案を上程いたしました次第であります。

次にこの法案の大要を御説明いたします。

第一にこの法律により日本学校給食会を設立し、学校給食用物資の買入れ、売り渡しその他供給および学校給食の普及充実に関する業務等を行うことを目的とする特殊法人といたしました。なお、財団法人日本学校給食会は、この特殊法人の成立の日に解散し、その権利義務は、特殊法人日本学校給食会が承継することにしたしております。

第二に役員については、文部大臣が任命することにしたしておりますが、この役員には、給食会の目的を達成するために必要な広い知識と経験を有する人を充てたいと考えております。

第三に業務につきましては、前に述べましたように、給食会は、学校給食用物資の適正円滑な供給、学校給食の普及充実に関する業務等を行うものであります。給食会が学校給食用物資を供給する場合には、必ず文部大臣の指定する者に対して供給しなければならぬことにいたしました。

なお、学校給食用物資の売り渡し価格については、その適正を期するため、文部大臣が認可いたすことにしております。

第四に給食会に対する監督につきましては、文部大臣がこれを監督することとし、必要に応じて報告を求め、又は事務所及び学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、必要な検査を行い、もつてその適正な運営を期したいと思ひます。

また、学校給食用物資には、ミルク等農林省関係の物資も予想されますので、農林大臣も給食会に対して随時報告を求め、または必要があるときは、文部大臣に、監督上の命令を発することと求め、またこれらの物資の売り渡し価格の認可等については、農林大臣の同意を得ることとする等、農林大臣とも十分協力の上、給食会に対する監督をして参りたい所存であります。

第五にこの給食会に対しては、出資金の制度をとらず、事務費を補助することにしたと考へております。以上、この法案提出の理由及びその大要を述べましたが、何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さい。よりお願いいたします。

○政府委員(小林行雄君) ただいま上程になりました日本学校給食会法案について、補足して、その大要を御説明申し上げます。

日本学校給食会は、第一条の目的に明らかにありますように、学校給食用物資を適正円滑に供給し、あわせて学校給食の普及充実にその健全な発達を図り、もつて学校教育の一環として実施される学校給食の目的の達成に寄与せんとする特殊法人であります。本法は、この日本学校給食会の設立、組織、業務及びその運営、給食会に対する監督及び国の助成等に関して必要な事項を規定することを内容とするものであります。以下、本法における

主要事項について、御説明申し上げます。

第一に、給食会の供給する学校給食用物資とは、学校給食の用に供する食品等で、文部大臣の指定するものをいい、現在その主たるものは乾燥脱脂ミルクであります。給食会が取り扱うミルクの量は、年間を通じて莫大な数量に及んでおります。

給食会は、これらの学校給食用物資を、政府の計画に従って買い入れ、営利の目的を介入することなく適正な売り渡し価格を定めて、全国的に公正円滑な供給業務を行うとともに、さらに政府の施策に協力して学校給食の普及充実に関する業務等も行ふことになっております。これが特殊法人の主たる事業であります。

第二に、給食会は、第九条の規定により、役員として、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事二人を置くこととしております。これらの役員は、給食会の業務運営の責任を負う機関であります。

役員は、第十一条の規定により、給食会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命することとなっております。また第十四条の規定により給食会の役員及び職員は、他の職業に従事することができません。また第十四条の規定により給食会の役員及び職員は、他の職業に従事することができません。また第十四条の規定により給食会の役員及び職員は、他の職業に従事することができません。

第三に、給食会の業務の適正な運営を図るために諮問機関として、評議員会を設けております。評議員会は、第十五条及び第十六条の規定により明らかなように、十人以上十五人以内の評議員で組織され、定款及び業務方法書の変更、毎事業年度の予算、重要な財産の処分または重大な義務の負担、訴訟又は訴訟の提起及び和解その他給食会の業務に関する重要事項で定款で定める事項について、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について建議することを主たる任務とするものであります。

評議員は、第十七条の規定により給食会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命することになっており、その任期は役員と同様に二年となっております。

第四に、給食会の供給する学校給食用物資の売り渡し先とその売り渡し価格の規制に関するものであります。給食会が行う学校給食用物資の供給は、第十九条の規定により、文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならないことになっており、かつその売り渡し価格についても第二十條の規定により文部大臣の認可を必要とすることとしております。

第五に、定款及び業務方法書の変更、予算及び決算については、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものといたしております。又給食会は、第六項の規定により、文部大臣が監督するものでありまして、文部大臣は給食会に対して監督上必要な命令をなし、報告を徴し、または所屬職員をして立入検査をさせることができるのであります。しかしながら、学校給食用物資のうちには、農林省に關係のあるものも予想されますので、文部大臣と農林大臣が協議して定めるものにしては、その売り渡し価格、業務方法書または事業計画の認可をする場合には農林大臣の同意を得なければならぬことになっております。

なお、第三十一條においては、農林大臣は給食会に対し、随時その業務及び資産の状況に關し、報告を徴し、また文部大臣に対して第二十七條の規定に基く監督上の命令を発することを求めることができることも規定してあるものであります。

給食会の助成に關しては、第三十二條の規定により国は予算の範囲内において、給食会の事務に要する経費を補助することができることになっております。これらの監督及び助成に關する諸規定は給食会の業務の特殊性及び公益性に基くものでございます。

第六に、給食会の設立に關する事務は、付則第二項以下に規定してあります。すなわち、文部大臣が設立委員を任命してこれを処理させることにいたしてあります。設立委員は、それにふさわしい学識経験を有する者から任命されるわけでありまして、

第七に、財団法人日本学校給食会は、給食会成立の日に解散し、その権利義務は給食会がこれを承継することになっております。

最後に、この法律の施行期日は、準備のための期間も必要でありますので、昭和三十年十月一日といたしております。

以上がこの法案の概要でございます。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さいようお願いいたします。

○委員長(佐藤順造君) 次に、危険校舍改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府の提案理由の説明を求めます。○政府委員(寺本廣作君) 今回政府から提出いたしました危険校舍改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨と内容の概要を御説明申し上げます。

公立学校の危険校舍のうち改築を要するものは、現在小、中学校及び高等学校を合せて百数十万坪に上っております。学校施設の建築に要する経費は、原則としてその設置者が負担することになっておりますが、今日の地方財政の現状では、これらの危険校舍を独力で改築することはきわめて困難な実情にあります。そのため、第十六特別国会において危険校舍改築促進臨時措置法が制定され、義務制学校の危険校舍の改築については臨時に国が補助を行うことになったのであります。

しかしながら、高等学校の危険校舍についても、その発生の原因は義務制学校の場合と同様の事情にあり、かつそのおもな設置者である都道府県も財政が窮乏している実状でありますので、昭和三十年度から、公立の高等学校の危険校舍につきましても、その改築に要する経費の三分の一以内を国庫より補助することとし、そのため今年

度の予算案には義務制学校と合せて総額二十億円が計上されております。よって危険校舍改築促進臨時措置法の一部を改正し、新たに補助対象として高等学校並びに盲学校及びろう学校の高等部を加えることとしたのであります。これがこの法律案を提出する理由であります。

なお、この法律案は、以上の理由に基き、現行法に所要の改正を加えることを内容とするものであります。以上法律案の概要を申し述べましたが、なにとぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決たまわらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐藤順造君) 次に公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案を議題といたします。

政府の提案理由の説明を求めます。○政府委員(寺本廣作君) 今回政府から提出いたしました公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案につきまして、その提案の趣旨と内容の概要を御説明申し上げます。

戦後の異常な人口増加に基く小学校の児童数の増加は、全国的に見ますと、昭和二十九年及び三十年度はそれぞれ前年度に比して約五十万人に上っております。さらにこのよう自然増のほか、人口の都市集中等に伴う児童の増加も著しく、そのため多くの小学校において二部授業や廊下、昇降口使用等の不正常授業が行われております。これら小学校の不正常授業を解消するため、政府は従来から単独助金を計上して小学校校舎の整備に努力して参りましたが、現在行われてい

小学校の不正常授業を解消するためには、戦災復興等により解消できるものを除いて、現在約三千教室を整備しなければなりません。のみならず、小学校の児童数は増加の一途をたどり、また人口の都市集中化の傾向により、都市における校舎不足は今後相当長期にわたるものと思われる等の事情がありますので、これに伴う教室の整備もいたさなければなりません。もとより小学校の施設の建築に要する経費は、原則として設置者たる市町村が負担することになっておりますが、市町村の事業には中学校の整備や危険校舎の改築等の事業もあり、独力で不正常授業の解消をはかることは困難な実情にあります。以上の実情にかんがみ、従来の予算措置による小学校不正常授業解消の国庫補助をここに法制化して、不正常授業の定義、国庫補助の範囲等を規定し、もって適正に小学校不正常授業の解消を促進したいと思ひます。これがこの法律案を提出する理由であります。

次に法律案の概要を申し上げますと、第一に、この法律により国庫補助の対象となる不正常授業を定義して、二部授業その他校舎の不足による不正常授業とし、詳細は、政令で規定することにいたしてあります。第二は、国庫補助率であります。予算の範囲内で三分の一以内ということにいたしてあります。第三は、国が補助を行うことができる建築の坪数を、政令で定める児童一人当りの基準坪数までの不足坪数といたしてあります。その他に、補助金交付の取り消し及び停止並びに指示、監督等所要の規定を設けてあります。

以上法律案の概要を申し述べましたが、なにとぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決たまわらんことをお願い申し上げます。

○政府委員(小林行雄君) ただいま御説明申し上げました公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案について補足説明をいたします。

本法律案の目的は、第一条に規定する通り、公立の小学校における校舎の不足による不正常授業の現状にかんがみ、その不正常授業の解消を促進するため、公立の小学校の校舎の建築に要する経費について国が補助を行い、もって小学校における教育の円滑な実施を確保しようとするものであります。第二条は、この法律により国庫補助の対象となることのできる不正常授業を定義し、二部授業その他の不正常授業で政令で定めるものとしたしておりますが、政令において二部授業のほか廊下、昇降口や講堂等の間仕切り授業、教室に児童を詰め込むいわゆる圧縮授業あるいは仮校舎使用等について具体的に規定したいと考えております。第三条及び第四条は、国の補助及び補助率を規定し、小学校の不正常授業を解消するため小学校の校舎を建築または買取りしようとする地方公共団体に對して、国は予算の範囲内で、それに要する経費の三分の一以内を補助することとすることといたしてあります。第五条は、政令で定める児童一人当りの基準坪数に建築を行ふ年度の五月一日現在のその学校の児童数を乗じた坪数からその学校の校舎の保有坪数を控除した坪数を国庫補助の対象とすることといたしてありますが、この児童一人当りの基準坪数は、政令にお

いて〇・七坪と規定する予定であります。ただし、保有坪数のうちに倉庫や廊下等学校教育上二次的な部分の坪数が多いため、児童の教室に使用することのできる部分がきわめて少ない場合や、その他特別の事由がある場合は、児童一人当りの基準坪数を〇・九坪として算定することができるようにしたことを考えております。第六条は補助金の交付の取り消し、停止等に関する規定であります。文部大臣、地方公共団体に対して補助金を交付する場合において、正当な理由がなく補助にかゝる建築の全部、または一部を行わなかつたとき、また補助金を補助の目的以外に使用したとき等は、当該地方公共団体に対して、補助金の全部もしくは一部の交付を取り消し、または停止し、その補助金の全部もしくは一部を返還させることができることといたしてあります。第七条は監督に關する規定であります。文部大臣は、国の補助金の交付を受ける地方公共団体に對して、当該建築を適正に実施させるため必要な限度において実地検査を行い、報告を求め、または必要な指示をすることができるとすることとす。政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして文部大臣の権限を行わせることができることにいたしてあります。第八条は政令への委任でありまして、補助金の交付の手續等を政令へ譲つてあります。

以上がこの法律案の内容の概要であります。

○委員長(笹森順造君) 次に、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の

特別措置に關する法律案を議題にいたします。

政府の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(寺本廣作君) ただいま上程になりました昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律案について、その提案の理由及び大要を御説明申し上げます。

私立学校教職員の福利厚生をはかるため、私立学校教職員共済組合法により、昭和二十九年一月一日に設立されました私立学校教職員共済組合は、旧財団法人私学恩給財団の福利義務を承継し、同財団の支給していた年金を支給すべき義務を負つていたのであります。しかし、同財団の年金のうち、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じたものの年金額は、加入期間十五年で一万二千円という極めて低い額であります。これらの年金受給者は、わが国の学校教育の上において多年にわたり大きな貢献をしてきた人々でありまして、この年金の額を増額することとは、私立学校教職員共済組合法制定の際における「私立学校教職員共済組合は、私学恩給財団の既年金受給者に対して、本法案の施行後、なるべく速かにその受給額の増額措置を考慮すること」という参議院の附帯決議の御趣旨に添ふものであり、かつ、これら年金受給者の熱望にこたへるところでもありますので、政府はここに本法案を立案上程いたしました次第であります。

次に本法案の大要を御説明申し上げます。

第一は、私立学校教職員共済組合が支給義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金のうち、昭和二十七年九月三十

十日以前に給与事由の生じたものについて、昭和三十年四月分以降、その年金額を一般の社会保険における年金額と均衡を失しないよう二倍半に増額することといたすものであります。

第二は、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の年金の若年停止の制度にない年齢満五十歳に達するまでは、その増額分について支給を停止することといたすものであります。

第三は、この年金額の改定により増加する費用は、私立学校教職員共済組合が負担するものとし、その費用は、私立学校振興会が助成するものとしたします。なお、その助成の方法等については文部大臣が定めることにいたしてあります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由とその大要でございます。なにとぞ十分御審議の上すみやかに御賛同たまわらんことをお願い申し上げます。

○委員長(笹森順造君) 以上の四件に對する質疑は後日に譲ります。

○矢嶋三藏君 念のため伺ひますが、この提案理由並びに補足説明の印刷物が文書函に配付されておりますが、あの印刷物はミス・プリントはないものと承してよろしうございませうか。

○政府委員(小林行雄君) ミス・プリントはないものと思つております。

○委員長(笹森順造君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(笹森順造君) 速記を始めて下さい。

○山田節男君 ただいま提案理由の説明のあつた学校給食会法案に關する資料について要求したいと思ひます。給

食はソ連並びにその衛星国家を含めて欧米諸国では多数の国でこれは実施しておるわけである。本法案の審議の参考のために、ソ連並びにその衛星国家を含めた欧米諸国の学校給食を実施しておる国において、学校給食を行う主体、すなわち政府か地方自治体かという点、それからその資金の調達方法、それから給食用の物資の調達方法、こういったような点その他参考になるような点をビック・アップしていただいて、外国の事例を一つ資料として本委員会に審査の便宜上御提供願うように、委員長から文部当局に御請求願いたい。

○委員長(佐藤順造君) ただいまの山田委員からの御要望の通りに取り計らいをいたします。どうぞ政府委員から。

○政府委員(小林行雄君) 各国すべてにわたつてということは無理かも知れませんが、できる限りのことはいたします。

○委員長(佐藤順造君) ちょっとと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤順造君) 速記を始め

○荒木正三郎君 資料について要望しておきます。文部省として提出を考えている資料があれば、できるだけ早く出していただきたい。それは不足する場合があつたため私の方から要求をいたします。ただ関係法令、これは必要だと思ひますので、配つておいていただきたい。

○委員長(佐藤順造君) 速記をとめて下さい。

午後四時十一分速記中止

午後四時四十二分速記開始

○委員長(佐藤順造君) それでは速記を始め。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

五月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本学校給食会法案

日本学校給食会法案

日本学校給食会法案

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 役員及び職員(第九条—第十四条)

第三章 評議員会(第十五条—第十七条)

第四章 業務(第十八条—第二十一条)

第五章 会計(第二十二条—第二十五条)

第六章 監督及び助成(第二十六条—第三十二条)

第七章 雑則(第三十三条)

第八章 罰則(第三十四条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 学校給食用物資を適正円滑に供給し、あわせて学校給食の普及充実にその健全な発達を図ることを目的として、日本学校給食会を設立する。

(法人格)

第二条 日本学校給食会(以下「給食会」という)は、法人とする。

(定義)

第三条 この法律において「学校給食」とは、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条に規定する学校給食をいう。

2 この法律において「学校給食用物資」とは、学校給食の用に供する食品その他の物資で文部大臣の指定するものをいう。

(事務所)

第四条 給食会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 給食会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第五条 給食会は、定款で次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 評議員会及び評議員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 資産に関する事項

八 会計に関する事項

九 その他給食会の業務に関する重要事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第六条 給食会は、政令で定めると

ころにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(名称使用の制限)

第七条 給食会でない者は、日本学校給食会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、給食会に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第九条 給食会に役員として、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務)

第十条 理事長は、給食会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、給食会を代表し、理事長を補佐して給食会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、給食会の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第十一条 役員は、給食会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができ

(代表権の制限)

第十二条 給食会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が給食会を代表する。

(兼職の禁止)

第十三条 理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣がこれらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

(役員及び職員の地位)

第十四条 給食会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

第十五条 給食会に評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以上十五人以内の評議員で組織する。

(評議員会の職務)

第十六条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の変更

三 毎事業年度の予算

四 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
五 訴訟又は訴訟の提起及び和解
六 その他給食会の業務に関する重要事項で、定款で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。
(評議員の任命及び任期)
第十七条 評議員は給食会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、評議員について準用する。
第四章 業務

(業務)

第十八条 給食会は、第一条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
一 学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給に関する業務
二 学校給食の普及充実に関する業務
三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 給食会は、前項の業務の遂行に支障のない限り、あらかじめ文部大臣の承認を受けて、同項の業務に準ずる業務を行うことができる。
(学校給食用物資の供給の相手方の制限)
第十九条 給食会は、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

(学校給食用物資の売渡価格)
第二十条 給食会が、学校給食用物資を学校給食用として売り渡す場合における売渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費の適正な原価を償ふものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。

2 給食会は、前項の売渡価格について、文部大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。
(業務方法書)
第二十一条 給食会は、業務方法書を定め、これに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
一 学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給の契約に関する事項
二 学校給食用物資の輸送、保管、加工等に関する事項
三 学校給食の普及充実に関する業務の実施方法に関する事項
四 その他給食会の業務の執行に關して必要な事項

2 給食会は、業務方法書を変更しよるとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。
第五章 会計
(事業年度)
第二十二条 給食会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
2 給食会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。
(事業計画、予算及び決算)
第二十三条 給食会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な變更を加えようとするときも、同様とする。
2 給食会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項の財務諸表及び決算報告書に、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。
4 給食会は、第二項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく同項の財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。
(借入金)
第二十四条 給食会は、文部大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、文部大臣の認可を受けなければならない。
(政令への委任)
第二十五条 前三条に規定するもののほか、業務上の余剰金の運用その他給食会の会計について必要な事項は、政令で定める。
第六章 監督及び助成
(監督)
第二十六条 給食会は、文部大臣が監督する。

(監督命令)

第二十七条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、給食会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令を出すことができる。
(報告及び検査)
第二十八条 文部大臣は、必要があると認めるときは、給食会に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又は当該職員をして給食会の事務所若しくは給食会が学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(役員解任)
第二十九条 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。
一 この法律、この法律に基く命令、第二十七条の規定に基く文部大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。
二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。
三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前

各号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。
(農林大臣の同意)
第三十条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林大臣が協議して定めるものについて、第二十条第二項、第二十一条第二項又は第二十三条第一項(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林大臣の同意を得なければならない。
(農林大臣の権限)
第三十一条 農林大臣は、給食会に対して、随時、その業務及び資産の状況に關し、報告をさせることができる。

2 農林大臣は、必要があると認めるときは、文部大臣に対して、第二十七条の規定に基く監督上の命令を発することを求めることができる。
(国の補助)
第三十二条 国は、予算の範囲内において、給食会の事務に要する経費を補助することができる。
第七章 雑則
(政令への委任)
第三十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
第八章 罰則
第三十四条 第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 給食会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、給食会の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、給食会に対しても同項の刑を科する。

第三十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした給食会の役員を二万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基く政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 この法律又は定款に規定する業務以外の業務を営んだとき。

三 第二十三条第四項の規定に違反して、公告をすることを怠り、又は不実の公告をしたとき。

四 第二十七条の規定に基く文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第三十六条 第七條の規定に違反して、日本学校給食会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、附則第二項から第七項までの規定は、公布の日から施行する。

(給食会の設立)
2 文部大臣は、給食会の設立前に、第十一条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された者は、給食会成立の日において、こ

の法律の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4 文部大臣は、設立委員を命じ、給食会の設立に關する事務を処理させる。

5 設立委員は、定款、業務方法書並びに最初の事業年度の事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

6 文部大臣は、業務方法書又は事業計画に關して、前項の規定による認可をするには、農林大臣の同意を得なければならない。

7 第五項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 給食会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(給食会の最初の事業年度)
10 給食会の最初の事業年度は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、昭和三十年十月一日に始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

(財団法人日本学校給食会の解散等)
11 財団法人日本学校給食会は、給食会成立の日に解散し、その権利義務は、給食会が承継する。この場合においては、他の法令中法人

の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

12 前項の財団法人の解散の登記に關して必要な事項は、政令で定める。

13 給食会が第十一項の規定により財団法人日本学校給食会から不動産を承継した場合における当該不動産の所有権の取得の登記については登録税を、当該不動産の取得については不動産取得税を課さない。

(他の法律の一部改正)
14 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「私立学校教職員共済組合」の下に「日本学校給食会」を、「私立学校教職員共済組合法」の下に「日本学校給食会法」を加える。

15 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ五 日本学校給食会ガ其ノ業務ニ關シテ發スル証書、帳簿

16 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「損害保険料率算出団体」の下に「日本学校給食会」を加える。

17 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第六号を次のように改める。

六 損害保険料率算出団体及び日本学校給食会

18 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号を次のように改める。

六 損害保険料率算出団体及び日本学校給食会

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、女子教育職員の前産後の休暇期間中補助教員配置に關する請願(第四二三号)

一、へき地教育振興予算増額に關する請願(第四五四号)

一、五大市の中学校校舎整備費等増額に關する請願(第四九〇号)

一、公立学校施設の危機打開に關する請願(第四九一号)

第四二三号 昭和三十年五月十八日受理
女子教育職員の前産後の休暇期間中補助教員配置に關する請願
請願者 熊本県荒尾市中央区一
〇 岡留芳文外百八十
三名

を完全配置するよう法制化せられたいとの請願。

第四五四号 昭和三十年五月十九日受理
へき地教育振興予算増額に關する請願
請願者 東京都中央区銀座東五ノ一全国へき地教育振興促進期成会内 田中敏文

紹介議員 堀 末治君
昭和三十年度へき地教育振興に關する政府予算案は、前年度に比して多少の増額が行われたとはいへはなはだ僅少であり、これが振興の実を挙げ得ないばかりでなく、へき地教育振興法の立法精神にも反することとなるから、へき地小規模学校の統合促進を図るための予算三億四千万円及び教育的へき地性の解消を図るための予算二億四千万円を増額修正せられたいとの請願。

第四九〇号 昭和三十年五月二十一日受理
五大市の中学校校舎整備費等増額に關する請願
請願者 横浜市南区大岡町一、

紹介議員 笹森 順造君
昭和三十年度文教予算案においては、中学校校舎建設費補助として十四億円、小学校不常授業費補助として三億円を計上されたとどまり、いずれも昨年度予算額と同額で今年度の生徒増を全く考慮されておらず、聞くと、五大市においては教育施設を整備し、義務教育の遂行に支障をきたさないために中学校校舎整備費四十六億円、小学校不常授業費補助費四十八億円を必要とする実情にあるから、五大市における

中学校校舎不足整備費並びに小学校不正常授業解消に要する経費の増額を図られたことの謝願。

第四九一号 昭和三十年五月二十一日受理

公立学校施設の危機打開に関する謝願
請願者 福島市杉妻町一六福島
県市町村教育委員会連
絡協議会内 角田林兵
衛外五名

紹介議員 三浦 義男君

公立学校施設は、現在においても不足している上に今後児童生徒の大幅増による校舎の不足、その腐朽荒廃、さらに現在進行中の町村合併による整理統合等によつてまさに危機にひんしているから、(一)危険校舎改築、(二)中学校校舎整備、(三)中学校屋内運動場整備、(四)小学校不正常授業解消、(五)へき地学校等整備促進等について善処するとともに、町村合併促進のための学校の統合、整理建築遂行上必要な財源の裏付に關して昭和三十年度の予算およびその立法化について適正な措置を講ぜられたいとの請願。

五月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案
- 一、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律案

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案

危険校舎改築促進臨時措置法の
一部を改正する法律

危険校舎改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び公立の義務教育諸学校」を並びに公立の義務教育諸学校及び高等学校に、「義務教育の」を「これらの学校における教育の」に改める。

第二条第一項中「ろ、学校」を「高等学校に、「校舎」を「及び高等学校(学校教育法第一条に規定する高等学校並びに盲学校及び聾学校の高等部をいう)の校舎」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、公立の小学校における校舎の不足による不正常授業の現状にかんがみ、当該不正常授業の解消を促進するため、公立の小学校の校舎の建築に要する経費について、臨時に国が補助を行うこととし、もつて公立の小学校における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「不正常授業」とは、公立の小学校における校舎の不足による二部授業その他の不正常な授業で、政令で定めるものをいう。

他の不正常な授業で、政令で定めるものをいう。

(国の補助)

第三条 国は、不正常授業を解消するため公立の小学校の校舎の建築(買収その他これに準ずる方法による校舎の取得を含む。以下同じ)を行おうとする地方公共団体に對し、その経費の一部を補助することができる。

(補助率)

第四条 前条の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、不正常授業を解消するための校舎の建築に要する経費の三分の一以内とする。

(国が補助を行うことができる建築の坪数)

第五条 第三条の規定により国が補助を行うことができる建築の坪数は、政令で定める児童一人当りの基準坪数に当該建築を行う年度の五月一日における当該学校の児童の数を乗じて得た坪数からその日における当該学校の校舎の保有坪数を控除して得た坪数とする。

(補助金の交付の取消、停止等)

第六条 文部大臣は、地方公共団体が次の各号の一に該当するとき、当該地方公共団体に對して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができ

二 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

三 前各号のほか、文部大臣の指示に違反したと認められるとき。

2

前項の規定により文部大臣が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に對し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のため有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(監督)

第七条 文部大臣は、不正常授業を解消するための校舎の建築に關し、この法律により国の補助金の交付を受ける地方公共団体に對して、当該建築を適正に実施させるため必要な限度において、実地検査を行い、報告を求め、又は必要な指示をすることができ

2

文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村に對し、前項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律案

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律

第一条 私立学校教職員共済組合が、私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)附則第十一項の規定により権利義務を承継したことにより、支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金で、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じたもののについては、昭和三十年四月分以降、その年金額をその年金額にそれぞれ対応する別表の改定年金額に改定する。

第二条 前条に規定する年金は、その支給を受ける者が五十歳に達する月までは、同条の規定による年金額の改定により増加すべき額の全部について支給を停止する。

第三条 第一条の規定による年金額の改定により増加する費用は、私立学校教職員共済組合の負担とし、その費用については、私立学校振興会が、文部大臣の定めるところにより、私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)第二十二條第一項第三号の助成を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

改定前の年金額	改定年金額
一二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
一二、二〇〇円	三〇、五〇〇円
一二、四〇〇円	三一、〇〇〇円
一二、六〇〇円	三一、五〇〇円
一二、八〇〇円	三二、〇〇〇円
一三、〇〇〇円	三二、五〇〇円
一三、二〇〇円	三三、〇〇〇円
一三、四〇〇円	三三、五〇〇円
一三、六〇〇円	三四、〇〇〇円
一三、八〇〇円	三四、五〇〇円
一四、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
一四、二〇〇円	三五、五〇〇円
一四、四〇〇円	三六、〇〇〇円
一四、六〇〇円	三六、五〇〇円
一四、八〇〇円	三七、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	三七、五〇〇円

昭和三十年六月四日印刷

昭和三十年六月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局